

☆ 結婚したら・・・

婚姻届

日本人同士がアメリカで婚姻した場合、または、日本人と外国人がアメリカで婚姻した場合は、婚姻届を在外公館に提出するか、または、日本の市区町村役場に郵送することにより、夫婦として日本の戸籍に記載されます。

○ 届出期限

- 1 日本人同士が日本の方式で婚姻する場合は、婚姻届を提出することによって婚姻が成立します。
- 2 日本人同士、または、日本人と外国人がアメリカの各州の方式で婚姻した場合は、その婚姻の日から3ヶ月以内が届出期限です。また、3ヶ月を過ぎてしまった場合であっても、遅延理由書とともに届け出る必要があります。

○ 必要書類

1 日本人同士が日本の方式で届出を出す場合（日本法）

① 婚姻届書	3通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 婚姻届の右側証人欄に、成年2人の証人の署名押印が必要になります。 この証人は外国人でも構いません。
② 日本旅券		*夫となる方と妻となる方の2人分のものがが必要です。
③ 米国での滞在資格が確認できる書類 (米国ビザ・グリーンカード等)		*夫となる方と妻となる方の2人分のものがが必要です。
④ 戸籍謄本 (発行からできるだけ新しいもの)	各2通	

2 日本人同士がアメリカの方式で婚姻成立後、届出をする場合（挙行地法）

① 婚姻届書	3通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 証人の署名押印は必要ありません。
② 日本旅券		*夫となる方と妻となる方の2人分のものがが必要です。
③ 米国での滞在資格が確認できる書類 (米国ビザ・グリーンカード等)		*夫となる方と妻となる方の2人分のものがが必要です。
④ 戸籍謄本 (発行からできるだけ新しいもの)	各2通	

⑤ 婚姻証明書 (Marriage Certificate)	原本 1通 コピー2通 (原本の返却を希望の場合には、 ・原本 1通 ・コピー3通 をご用意ください)	
⑥ 婚姻証明書の抄訳文	3通	当館指定の様式をご利用ください。

3 当事者の一方が外国人の場合 (挙行地法)

① 婚姻届書	2通	* 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 証人の署名押印は必要ありません。
② 日本人配偶者の日本旅券		
③ 日本人配偶者の米国での滞在資格が確認できる書類 (米国ビザ・グリーンカード等)		
④ 日本人配偶者の戸籍謄本 (発行からできるだけ新しもの)	2通	
⑤ 外国人配偶者の国籍を証明する公文書 (以下のいずれか1点) ア 外国旅券 (婚姻成立時及び届出時の両方の時点で有効なもの。途中で切替した場合は新旧両方の旅券) イ 出生証明書 (アメリカなど出生地主義の国で出生した場合のみ) ウ 国籍証明書 (ア、イがない場合は、当該国の在外公館から国籍証明書を発行してもらう必要があります)	原本 1通 コピー2通 (原本は、当館にて確認後、返却します。)	外国人配偶者が複数の国籍を有する場合には、それぞれの国籍を証明する公文書が必要となります。 ※氏名の一部がイニシャルで記載されている証明書は受理できません。 例：パスポートでの表記が「Eriot Tomas J」で、出生証明書での表記が「Eriot Tomas John」の場合、氏名が省略されていない出生証明書の方を提出する必要があります。
⑥ 国籍を証明する公文書の訳文	2通	当館指定の様式をご利用ください。
⑦ 婚姻証明書 (Marriage certificate)	原本 1通 コピー1通 (原本の返却を希望の場合には、 ・原本 1通 ・コピー2通 をご用意ください)	
⑧ 婚姻証明書の抄訳文	2通	当館指定の様式をご利用ください。

注：これまでの本籍地と違う市区町村に本籍を設ける場合には、戸籍謄本以外の必要書類が各1通ずつ余分に必要となります。

○ 届出方法

総領事館の窓口へ直接提出するほか、総領事館の領事部宛、または、本籍地の市区町村役場宛に郵送することも可能です。

注：当館に郵送で届け出る場合、

- 婚姻届書左上の届出日は、記入せずに送付してください。
- 「婚姻証明書」や「外国人配偶者の国籍を証明する公文書」の原本の返却を希望する場合には、返信用封筒を同封して「原本返却希望」と明記してください。
- 「外国人配偶者の国籍を証明する公文書」は、原本の代わりに、Notary Publicで公証を受けたコピーでも受付可能です。その場合、公証を受けたコピーは必要通数分をご用意ください。

○ 記入の際の注意

氏名	<ol style="list-style-type: none">1 日本人の場合は、戸籍上の氏名を日本文字（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。2 外国人の氏名は、ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に日本文字（カタカナ）で記載してください。3 「・」、「、」、「。」、「ー」は使用できません。4 外国人の氏名で、Jr、Ⅲ等がラストネームの後にある場合には、ミドルネーム後に「ジュニア」、「サード」等と日本文字（カタカナ）で記載してください。
生年月日	<ol style="list-style-type: none">1 日本人の場合には元号（昭和／平成〇年）で記載してください。2 外国人の場合には西暦（19XX年）で記載してください。
住所	現住所を日本文字（漢字、カタカナ）で、「国名」、「州」、「市区町村」、「通り」の順に「番地」まで記載してください。 例えば： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク街299番地 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市アストリア23-12通り1番地 アメリカ合衆国ニュージャージー州リトルフェリー町パーク街202番地
本籍地	<ol style="list-style-type: none">1 戸籍上の本籍地を番地まで正確に記載してください。2 戸籍にはダッシュ（-）は使用できませんので、〇丁目△△番地と正確に記載してください。3 外国人の場合は国籍を記載してください。 例えば： アメリカ合衆国、英国、韓国、ジャマイカ等

父母の氏名	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍上の父母の氏名を日本文字（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。 2 外国人の場合は、ラストネーム、ファーストネーム ミドルネームの順にカタカナで記載してください。 3 父母の氏名は、実父母です。当事者が養子の場合は、養父養母名を『その他』欄に、養母：〇〇花子、養父：〇〇太郎と記載してください。
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍地	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事者両方が日本人の場合、必ず夫の氏、または、妻の氏のいずれかにチェックをしてください。 2 当事者の一方が外国人の場合は、このチェックは必要ありません。 3 新本籍は日本国内の好きなところに設けることができます。もし、従前の本籍地と違うところに本籍を設ける場合は、事前に市区町村役場に正確な地名、地番をご確認ください。
同居を始めたとき	まだ同居を始めていない場合には、記入せず、『その他』欄に「 まだ同居をはじめてない 」旨、記載してください。
初婚・再婚の別	再婚の場合は死別・離別の日付を日本人は元号（昭和／平成）で、外国人の場合は、西暦（19××年）で記載してください。
夫婦の職業	国勢調査を行う年度のみ記入してください。
その他の注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 記入ミスがあった場合には、修正液を使わず、誤記に二重線を引き、二重線の上に訂正印を押し（捺印または拇印）、その上部または下部に正しく記入してください。文字を追加する場合も訂正印を押ししてください。朱肉をお持ちでない方は、なるべく黒色を避け、赤色のスタンプインクを使用してください。 2 届出日は、当館に提出する日を記入してください。 3 届出用紙の欄外に英文で住所と電話番号を明記してください。

○ 外国人の氏名

届出には、婚姻当時のその者の本国における正確な氏名を記載する必要があります。

外国人配偶者の国籍を証明する公文書に、ミドルネームが省略されてアルファベット1文字で記載されている場合があります。このような場合は、氏名が省略されていない国籍証明を提出して下さい。

例えば、パスポートでの表記が「Eriot Tomas J」で、出生証明書での表記が「Eriot Tomas John」の場合、氏名の省略がない出生証明書の方を提出する必要があります。

○ 婚姻後の氏

日本人同士の場合は、夫の氏または妻の氏を選択します。

夫婦の一方が外国人の場合は、原則として、日本人配偶者の氏は変わりません。

しかしながら、日本人配偶者が日本の氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、婚姻成立から6ヶ月以内（例：6月6日に婚姻が成立した場合は12月5日まで）に限り、「外国人との婚姻による氏の変更届」（戸籍法第107条第2項の届出）をすることにより、家庭裁判所の許可を得ることなく、戸籍上の氏を変更することができます。婚姻成立から6ヶ月が経過した後に氏を変更する場合は、日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

<変更できる氏の範囲>

外国人配偶者の称している氏とは、原則として日本人配偶者の戸籍の「身分事項」欄に記載された外国人配偶者の氏となります。

例えば：

日本人配偶者である者の婚姻事項として「身分事項」欄に記載されている外国人の氏が「レーガン」であるときは、届出により変更できる氏は「レーガン」であり、これと異なる「リーガン」「レガン」「レーカン」等とすることはできません。

また、外国人配偶者の称している氏と日本の氏を組み合わせることもできません。

仮に、「スミス山田」「前川スパンサー」のように戸籍上の氏を変更したい場合は、日本の家庭裁判所の許可を得た後、変更することになります。

○ 戸籍に記載されるまで

当館にて受け付けた婚姻届は、外務省を通じて各市区町村役場の長に送付され、戸籍に記載されます。記載までに1ヶ月から2ヶ月程度かかります。お急ぎの方は、直接本籍地の長に郵送するか、または、日本のご家族を通じて直接市区町村に提出することもできます。